



全日本選手権 帯同審判運用ルール

(1) 帯同義務の発生

帯同審判の義務は「自チームの選手が出場する種別（TRA・TUM・DMT）ごと」に発生します。義務を満たせない場合は、選手1名あたり以下の負担金を徴収します。

単独 5,000 円

複数 2 種別目以降、種別ごとに 4,000 円

(2) 参加種別のみ帯同可能

自チームから出場しない他種別へ帯同審判を派遣することはできません。

例) TRA のみ出場するチームが、自チームの帯同審判として TUM 審判を派遣することはできない。ただし、TUM に出場する他団体が、その TUM 審判を帯同審判として派遣することは可能

※ 申込締め切り後、審判本部から複数資格保有者に対して、他種別への従事を依頼する場合があります

(3) 複数種別の兼務

1 名の審判員が「異なる複数種別」の帯同審判を兼務することは可能とします（同一チーム内、および別チーム間いずれも可）。

例) TRA/TUM の有資格者が、TRA に参加するチーム A と TUM に参加するチーム B の帯同審判を兼ねて派遣される。

(4) コーチとの兼務禁止

本大会にコーチとして登録・参加する者が、他種別の「帯同審判」を兼務してチームの帯同枠を満たすことはできません。

※ 締め切り後に、審判が不足している種別について、審判本部から個別に従事を依頼する可能性はあります。

(5) 追加依頼の処遇

所属チームの帯同義務を満たした上で、審判本部からの依頼により他種別の審判を担当した場合は、その稼働分を「協会招集審判」扱いとし、規程に基づく日当を支給します。